

補助金調査・評価シート [制度的補助]

補助金名等			
補助金の名称	交通遺児等就職進学支度金	No.	10
予算事業名	一般事務費		
予算科目	款 03民生費	項 01社会福祉費	目 01社会福祉総務費
	節 19負担金補助及び交付金	細々節 01交通遺児等就職進学支度金	
部課名	健康福祉部福祉課	電話番号	049-251-2711
		内線	334

補助金の根拠			
根拠条例等	条例		
	規則		
	要綱	富士見市交通遺児等就職進学支度金支給要綱	
	その他		
開始年度	昭和 50 年度	終期の設定	<input type="checkbox"/> 有(年度まで) <input checked="" type="checkbox"/> 無
補助金の分類	<input type="checkbox"/> 事業費補助	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助	<input type="checkbox"/> イベント等補助
	<input type="checkbox"/> 投資的補助	<input checked="" type="checkbox"/> 扶助費的補助	

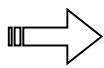
補助金の概要	
目的 (何を対象にどのような成果を得たのか。)	交通機関の運行により道路上で生じた交通事故によって、遺児等（交通事故により死亡し、又は障害者となった親権者、後見人等によって養育されていた者）となった生徒に対する交通遺児等就職進学支度金を支給するもの。 交通遺児等の健全な育成と福祉の増進に寄与することを目的とする。
導入の経緯 (どうしてこの補助制度を導入しなければならなかったのか。)	交通遺児等の健全な育成と福祉の増進に寄与するため導入。
対象資格 (対象資格はどのようなものか。)	支度金の支給対象となる遺児等は、市内に居住している生徒で次の①～③に該当し、市内に引き続き1年以上居住し、かつ、住民票に記載されている生徒。 ①義務教育課程終了後、就職又は進学する生徒 ②高等学校卒業後、就職又は進学する生徒 ③その他特に市長が認めた生徒
交付内容等 (どのような基準で交付しているのか。また、交付時の確認資料はどのようなものか。)	対象資格を基準とし、次の①～③を生徒1人あたりに支給。 ①義務教育課程終了後、就職又は進学する生徒 20,000円 ②高等学校卒業後、就職又は進学する生徒 30,000円 ③その他特に市長が認めた生徒 30,000円 (確認書類：富士見市交通遺児等就職進学支度金支給申請書により遺児等が在学する学校長の証明。障害を理由とする支度金の支給は、医師の診断書も必要。)
積算基礎 (予算額をどのように積算しているのか。)	平成22年度予算額 1 千円
	予測不可能なため、予算科目設定で計上。

補助割合等	
補助割合等の明示	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (<input checked="" type="checkbox"/> 定額) <input type="checkbox"/> 無 (「予算の範囲」のみの場合を含む。)
財源内訳	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市 割合 市 国 県 (分数表示)
上乗せ・横出し	<input type="checkbox"/> 国・県の基準よりも拡充して交付している <input checked="" type="checkbox"/> していない
上乗せ・横出しがある場合の内容と金額	

交付実績とコスト		(単位:件・円)		
項目	平成20年度(決算)	平成21年度(決算見込)	平成22年度(予算)	
交付(見込)件数	0件	0件	予算科目設定のため	
交付(見込)件数の増減要因		—	—	
決算(予算)額(A)	0	0	0	
財源内訳	国庫支出金	0	0	0
	県支出金	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	0	0	0
概算人件費(B)	0	0	0	
概算補助事業費(A+B)	0	0	0	
実績報告の確認(実績報告書受理時の確認資料は、どのようなものか。)	支度金の申請時に、事故者・申請者・遺児(氏名・在学名等)及び当該学校長の証明を確認し、支度金の支給を決定しているため実績報告書の提出は不要。			

事業環境等	
見直しの有無	<input type="checkbox"/> 有 (年度) <input checked="" type="checkbox"/> 無 ※5年以内の見直しに限ります。
有⇒見直内容 無⇒見直さない理由	交通遺児となった生徒に対し、就職・進学支度金を支給することにより、交通遺児家庭の生活支援の一助となるため。

廃止した場合の問題点 (廃止した場合の問題点や継続しなければならぬ理由など)	交通遺児の福祉増進と、生計を主として維持していた者を失った世帯の就職・進学支度金の一助となること等により継続すべきである。
---	---

評価		判断理由	評価
必要性	社会経済情勢に合致し、行政の実施が望ましいか	交通遺児家庭の生活支援の一助となるとともに、交通遺児の福祉増進のための事業は、行政の実施が望ましい。	<input checked="" type="checkbox"/> 望ましい <input type="checkbox"/> そうでもない
優先性	厳しい財政状況の中で優先的に実施すべきか	交通遺児家庭の生活支援の一助となるとともに、交通遺児の健全育成を図る社会通念上の理由により、優先的に実施すべき。	<input checked="" type="checkbox"/> 優先すべき <input type="checkbox"/> 優先度が低い
有効性	目的に対して成果が出ているのか	成果による評価は困難であるが、就職・進学支度金を支給することにより、交通遺児家庭の生活支援の一助になっていると考える。	<input checked="" type="checkbox"/> 成果が出ている <input type="checkbox"/> あまり出していない
継続性	現状のまま継続して、当初の導入目的を達成できるか	就職進学支度金を支給することで、交通遺児家庭の生活支援の一助となり、交通遺児等の健全な育成と福祉の増進に寄与する目的を達成できる。	<input checked="" type="checkbox"/> 達成できる <input type="checkbox"/> 達成できない
所属長評価	<input type="checkbox"/> 現状のまま継続		
	<input checked="" type="checkbox"/> 見直しの上継続  <input type="checkbox"/> 重点化する（コストを集中的に投入したい） <input checked="" type="checkbox"/> 制度の変更（補助対象経費・補助率の変更）		
	<input type="checkbox"/> 廃止（ 年度まで）		
見直しの上継続を選択した場合には、その内容を記入してください。 その他問題点・課題等があれば、その内容を記入してください。			
埼玉県では交通事故被害者のご家族への援護制度として、交通遺児援護金や交通遺児一時金を交付している。近隣市の状況では県の援護制度を活用しているため、市単独で補助している市町村も少ない。今後は、一定の所得制限等を設定するなどして補助対象条件を検討し、見直していきます。			